

諸外国の性犯罪規定の概要（公訴時効に関する規定）

（注）本資料は、性犯罪に関する刑事法検討会において配布した資料 8 「諸外国の性犯罪関連規定」等を基に整理したものである。

1 アメリカ・ミシガン州

(1) 主な性犯罪規定の公訴時効

ア 性的挿入（注1）を構成要件とするもの

○ 第一級性犯罪（刑法第750.520b条）

行為者が被害者に身体傷害を負わせ、性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

→公訴時効なし（刑事訴訟法第767.24条(1)(a)）

○ 第三級性犯罪（刑法第750.520d条）

性的挿入を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

(ア) 被害者が18歳未満である場合

① 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別されていない間

→公訴時効なし（刑事訴訟法第767.24条(4)(b)）

② 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別された後（注2）

→当該個人が識別された時から15年又は被害者の28歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同号）

③ 未特定の個人に由来すると認められるDNAの証拠が得られていない場合

→犯罪が行われた時から15年又は被害者の28歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同項(a)）

(イ) 被害者が18歳以上である場合

① 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別されていない間

→公訴時効なし（同条(3)(b)）

② 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別された後

→当該個人が識別された時から10年又は被害者の21歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同号）

③ 未特定の個人に由来すると認められるDNAの証拠が得られていない場合

→犯罪が行われた時から10年又は被害者の21歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同項(a)）

イ 性的接触（注2）を構成要件とするもの

○ 第二級性犯罪（刑法第750.520c条）

行為者が被害者に身体傷害を負わせ、性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

(ア) 被害者が18歳未満である場合

① 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別されていない間

→公訴時効なし（刑事訴訟法第767.24条(4)(b)）

② 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られて

おり、当該個人が識別された後

→当該個人が識別された時から15年又は被害者の28歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同号）

③ 未特定の個人に由来すると認められるDNAの証拠が得られていない場合

→犯罪が行われた時から15年又は被害者の28歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同項(a)）

(イ) 被害者が18歳以上である場合

① 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別されていない間

→公訴時効なし（同条(3)(b)）

② 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別された後

→当該個人が識別された時から10年又は被害者の21歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同号）

③ 未特定の個人に由来すると認められるDNAの証拠が得られていない場合

→犯罪が行われた時から10年又は被害者の21歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同項(a)）

○ 第四級性犯罪（刑法第750.520e条）

性的接触を成し遂げるために強制又は抑圧を用いた場合等

(ア) 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別されていない間

→公訴時効なし（刑事訴訟法第767.24条(3)(b)）

(イ) 未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む犯罪の証拠が得られており、当該個人が識別された後

→当該個人が識別された時から10年又は被害者の21歳の誕生日のいずれか遅い時点まで（同号）

(2) 特別な規定が置かれていない犯罪の公訴時効

特別な規定が置かれていない犯罪の公訴時効については、犯罪が行われた時から6年とされている（刑事訴訟法第767.24条(10)）。

(注1)「性的挿入」とは、性行為、クニリングス、口淫、肛門性交、又は、たとえわずかであれ、人の体の一部若しくは物による他の人の体の性器若しくは肛門の開口部への侵入をいい、射精を伴うことは求められない（刑法第750.520a条(r)）。

(注2)「識別された」とは、個人の正式氏名が判明し、その者がDNAの源であることが認められたことを意味する（刑事訴訟法第767.24条(5)(ii)）。

(注3)「性的接触」には、被害者若しくは行為者の恥部への意図的な接触又は被害者若しくは行為者の恥部を直接覆う衣服への意図的な接触が含まれる（ただし、意図的な接触が、性的興奮や満足を得る目的と合理的に考えられ、又は性的目的で行われたと合理的にいえ、又は復讐、加虐若しくは怒りのために性的な態様で行われたものに限る。）（刑法第750.520a条(q)）。

(参考) 各罪の法定刑は、以下のとおりである。

○ 第一級性犯罪

(1) 17歳以上の者による13歳未満の者に対する違反は、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁

- 刑（同法第750.520b条(2)(b)）及び終身電子監視（同項(d)）
- (2) 18歳以上の者による13歳未満の者に対する違反で、行為者が、過去に、13歳未満の者に対する第一級性犯罪（同条）、第二級性犯罪（同法第750.520c条）、第三級性犯罪（同法第750.520d条）、第四級性犯罪（同法第750.520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（同法第750.520g条）により、又は13歳未満の者に対する第一級性犯罪（同法第750.520b条）、第二級性犯罪（同法第750.520c条）、第三級性犯罪（同法第750.520d条）、第四級性犯罪（同法第750.520e条）若しくは性犯罪目的による暴行（同法第750.520g条）に実質的に相当する連邦、他の州若しくは政治区の法令違反により有罪に処せられた者は、終身刑（仮釈放なし）（同法第750.520b条(2)(c)）
- (3) 上記(1)及び(2)の場合を除き、無期拘禁刑又は有期拘禁刑及び終身電子監視（同項(a),(d)）
- 第二級性犯罪
15年以下の拘禁刑（同法第750.520c条(2)(a)）
13歳未満の者に対する17歳以上の者による性的接触を含む違反については、更に終身電子監視（同項(b)）
 - 第三級性犯罪
15年以下の拘禁刑（同法第750.520d条(2)）
 - 第四級性犯罪
2年以下の拘禁刑又は500ドル以下の罰金若しくはこれを併科（同法第750.520e条(2)）

2 アメリカ・ニューヨーク州

(1) 主な性犯罪規定の公訴時効

ア 性交（注4）を構成要件とするもの

○ 第一級強姦罪（刑法第130.35条）

強制的強要により他人と性交した場合等

→公訴時効なし（刑事訴訟法第30.10条第2項(a)）

○ 第二級強姦罪（刑法第130.30条）

(7) 18歳以上の者が15歳未満の他人と性交した場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) 精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交した場合

→当該行為から20年又はその罪が最初に法執行機関に報告された時から10年のいずれか早い時点まで（同項(a-1)）

○ 第三級強姦罪（刑法第130.25条）

(7) 21歳以上の者が17歳未満の他人と性交した場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) 上記(7)以外の場合（他人が性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が認められる場合において、当該他人と性交した場合等。）

→犯罪が行われた時から10年（同項(a-2)）

イ 口淫（注5）又は肛門性交（注6）を構成要件とするもの

○ 第一級犯罪的性的行為罪（刑法第130.50条）

強制的強要により他人と口淫又は肛門性交した場合等

→公訴時効なし（刑事訴訟法第30.10条第2項(a)）

○ 第二級犯罪的性的行為罪（刑法第130.45条）

(7) 18歳以上の者が15歳未満の他人と口淫又は肛門性交した場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) 精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交した場合等

→当該行為から20年又はその罪が最初に法執行機関に報告された時から10年のいずれか早い時点まで（同項(a-1)）

○ 第三級犯罪的性的行為罪（刑法第130.40条）

- (7) 21歳以上の者が、17歳未満の他人と口淫又は肛門性交した場合
→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）
- (i) 上記(7)以外の場合（他人が口淫又は肛門性交時に当該行為に同意しないことを明確に表明しており、かつ、合理的な人物が、当該行為者の立場に置かれたとしたならば、四囲の事情の下で、当該他人の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情が認められる場合において、当該他人と口淫又は肛門性交した場合等。）
→犯罪が行われた時から10年（同項(a-2)）

ウ 性的接触（注7）を構成要件とするもの

○ 第一級性的虐待罪（刑法第130.65条）

強制的強要により他人を服従させて性的接触をさせた場合等

(7) 18歳未満の他人に対して行われた場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(i) 上記(7)以外の場合

→犯罪が行われた時から5年（同号）

○ 第二級性的虐待罪（刑法第130.60条）

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人を服従させて性的接触をさせた場合等

(7) 18歳未満の他人に対して行われた場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から2年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(c)）

(i) 上記(7)以外の場合

→犯罪が行われた時から2年（同号）

○ 第三級性的虐待罪（刑法第130.55条）

同意がないのに、他人を服従させて性的接触をさせた場合等

(7) 18歳未満の他人に対して行われた場合

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から2年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(c)）

(i) 上記(7)以外の場合

→犯罪が行われた時から2年（同号）

○ 第一級加重性的虐待罪（刑法第130.70条）

強制的強要により、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

→公訴時効なし（刑事訴訟法第30.10条第2項(a)）

○ **第二級加重性的虐待罪（刑法第130.67条）**

強制的強要により，他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

(7) **18歳未満の他人に対して行われた場合**

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) **上記(7)以外の場合**

→犯罪が行われた時から5年（同号）

○ **第三級加重性的虐待罪（刑法第130.66条）**

強制的強要により，他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入した場合等

(7) **18歳未満の他人に対して行われた場合**

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) **上記(7)以外の場合**

→犯罪が行われた時から5年（同号）

○ **第四級加重性的虐待罪（刑法第130.65-a条）**

精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入した場合や手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合等

(7) **18歳未満の他人に対して行われた場合**

→当該他人が23歳に達した時又はその罪が法執行機関若しくは州の児童虐待・児童酷使に関する州中央登録に報告された時のいずれか早い時点から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)，同条第2項(b)）

(1) **上記(7)以外の場合**

→犯罪が行われた時から5年（同号）

エ 加重性的接触（注8）を構成要件とするもの

○ **第一級対児童連続性的行為罪（刑法第130.75条）**

3か月以上にわたり，11歳未満の子供と，少なくとも性交，口淫，肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為（注9）を2回以上行った場合等
→公訴時効なし（刑事訴訟法第30.10条第2項(a)）

○ **第二級対児童連続性的行為罪（刑法第130.80条）**

3か月以上にわたり，11歳未満の子供と，性的行為を2回以上行った場合等
→直近の性的行為が行われた時から5年（刑事訴訟法第30.10条第3項(e)）

(2) 特別な規定が置かれていない犯罪の公訴時効

特別な規定が置かれていない犯罪の公訴時効については，

○ 重罪の場合は犯罪が行われた時から5年（同法第30.10条第2項(b)）

○ 軽罪の場合は犯罪が行われた時から2年（同項(c)）

とされている。

(注4)「性交」とは、通常の意味のものを指し、それがいかに軽微なものであったとしても、いかなる挿入についても生じ得る(刑法第130.00条第1号)。

(注5)「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる人間同士の行為をいう(同条第2号(a))。

(注6)「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為をいう(同号(b))。

(注7)「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない身体の部分に接触することをいう。これには、直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が相手方に接触することのみならず、相手方が行為者に接触することも含まれ、また、相手方が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が相手方の体の一部に精液をかけることも含まれる(同条第3号)。

(注8)「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入し、それにより当該子供に身体的傷害を与えることをいう(同条第11号)。

(注9)性交、口淫、肛門性交、加重性的接触又は性的接触をいう(同条第10号)。

(参考)各罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 第一級強姦罪(刑法第130.35条) 5年以上25年以下の拘禁刑
- 第二級強姦罪(刑法第130.30条) 2年以上7年以下の拘禁刑
- 第三級強姦罪(刑法第130.25条) 1年6月以上4年以下の拘禁刑
- 第一級犯罪的性的行為罪(刑法第130.50条) 5年以上25年以下の拘禁刑
- 第二級犯罪的性的行為罪(刑法第130.45条) 2年以上7年以下の拘禁刑
- 第三級犯罪的性的行為罪(刑法第130.40条) 1年6月以上4年以下の拘禁刑
- 第一級性的虐待罪(刑法第130.65条) 2年以上7年以下の拘禁刑
- 第二級性的虐待罪(刑法第130.60条) 364日以下の拘禁刑
- 第三級性的虐待罪(刑法第130.55条) 3月以下の拘禁刑
- 第一級加重性的虐待罪(刑法第130.70条) 5年以上25年以下の拘禁刑
- 第二級加重性的虐待罪(刑法第130.67条) 3年6月以上15年以下の拘禁刑
- 第三級加重性的虐待罪(刑法第130.66条) 2年以上7年以下の拘禁刑
- 第四級加重性的虐待罪(刑法第130.65-a条) 1年6月以上4年以下の拘禁刑
- 第一級対児童連続性的行為罪(刑法第130.75条) 5年以上25年以下の拘禁刑
- 第二級対児童連続性的行為罪(刑法第130.80条) 2年以上7年以下の拘禁刑

3 アメリカ・カリフォルニア州

(1) 主な性犯罪規定の公訴時効

ア 性交（注10）を構成要件とするもの（強姦罪）

(ア) 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して性交した場合等（刑法第261条(a)(1)ないし(4)及び(6)若しくは(7)又は同法第262条(a)(1)ないし(5)）

→公訴時効なし（同法第799条(b)(1)）

(イ) 相手方（行為者の配偶者を除く。）が、性交を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して性交に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合（同法第261条(a)(5)）

① 犯罪が行われた時に相手方が18歳未満であった場合

→当該相手方の40歳の誕生日の前まで（同法第801.1条(a)(1)）

② 上記①以外の場合

→犯罪が行われた時から6年（同法第800条）

イ 肛門性交（注11）を構成要件とするもの（肛門性交罪）

(ア) 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して肛門性交した場合等（同法第286条(c)(2)若しくは(3)、(d)、(f)、(g)、(i)又は(k)）

→公訴時効なし（同法第799条(b)(1)）

(イ) 相手方が、肛門性交を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して肛門性交に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、肛門性交した場合（同法第286条(j)）

① 犯罪が行われた時に相手方が18歳未満であった場合

→当該相手方の40歳の誕生日の前まで（同法第801.1条(a)(1)）

② 上記①以外の場合

→犯罪が行われた時から6年（同法第800条）

ウ 口淫（注12）を構成要件とするもの（口淫の罪）

(ア) 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して口淫した場合等（同法第287条(c)(2)若しくは(3)、(d)、(f)、(g)、(i)又は(k)）

→公訴時効なし（同法第799条(b)(1)）

(イ) 相手方が、口淫を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して口淫に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、口淫した場合（同法第287条(j)）

① 犯罪が行われた時に相手方が18歳未満であった場合

→当該相手方の40歳の誕生日の前まで（同法第801.1条(a)(1)）

② 上記①以外の場合

→犯罪が行われた時から6年（同法第800条）

エ 性的挿入（注13）を構成要件とするもの（性的挿入の罪（同法第289条））

(ア) 威力，暴行，強制，脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて，当該相手方の意思に反して性的挿入をした場合等（同法第289条(a)，(b)，(d)，(e)又は(g)）

→公訴時効なし（同法第799条(b)(1)）

(イ) 相手方が，性的挿入を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して性的挿入に同意した場合で，その誤信が，行為者の術策，成りすまし又は秘匿によって惹起され，かつ，行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において，性的挿入をした場合（同法第289条(f)）

① 犯罪が行われた時に相手方が18歳未満であった場合

→当該相手方の40歳の誕生日の前まで（同法第801.1条(a)(1)）

② 上記①以外の場合

→犯罪が行われた時から6年（同法第800条）

(2) 特別な規定が置かれていない犯罪の公訴時効

特別な規定が置かれていない犯罪のうち，州刑務所での拘禁刑に当たる罪の公訴時効については，

○ 8年以上の拘禁刑に当たる罪は犯罪が行われた時から6年（同法第800条）

○ 上記以外の拘禁刑に当たる罪は犯罪が行われた時から3年（同法第801条）

とされている。

(注10)「性交」には，いかなる性的挿入も，それがどれほど軽微なものであっても含まれる（同法第263条）。

(注11)「肛門性交」とは，一方当事者の陰茎と他方当事者の肛門との接触により構成される性行為をいい，性的挿入がいかに軽微なものであっても含まれる（同法第286条(a)）。

(注12)「口淫」とは，一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為をいう（同法第287条(a)）。

(注13)「性的挿入」とは，それがいかに軽微であっても，性的興奮，性的満足又は虐待の目的で，異物，物質，器具若しくは装置若しくは不明の物体を，他人の性器若しくは肛門に挿入する，又は，他人をして被告人の若しくは他人の性器若しくは肛門に挿入させる行為をいい，「異物，物質，器具若しくは装置」には，性器以外の肉体の一部も含まれ，「不明の物体」には，挿入された物が，陰茎なのか，異物，物質，器具又は装置なのか，陰茎以外の肉体の一部なのか不明である場合の，異物，物質，器具及び装置並びに陰茎を含む肉体の一部が含まれる（同法第289条(k)）。

(参考) 各罪の法定刑は，以下のとおりである。

○ 強姦罪

(1) 威力又は暴行により相手方の意思に反して，自発的に他人と共同して，自ら又はその他人を幫助し教唆することによって，当該相手方と性交した場合において，

① 当該行為時に相手方が14歳未満であった場合は，州刑務所において，10年，12年又は14年の拘禁刑（刑法第264.1条(b)(1)）

② 当該行為時に相手方が14歳以上の未成年者（18歳未満の者）であった場合は，州刑務所において，7年，9年又は11年の拘禁刑（同項(2)）

③ 上記①及び②以外の場合は，5年，7年又は9年の拘禁刑（同条(a)）

(2) 上記(1)に掲げる場合を除き，威力，暴行，強制，脅迫又は相手方若しくは第三者に対す

る差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して性交した場合において、

① 当該相手方が14歳未満である場合は、9年、11年又は13年の拘禁刑（同法第264条(c)(1)）

② 当該相手方が14歳以上の未成年者である場合は、7年、9年又は11年の拘禁刑（同項(2)）

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同条(a)）

○ 肛門性交罪

(1) 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して肛門性交した場合において、

① 当該相手方が14歳未満である場合は、州刑務所において、9年、11年又は13年の拘禁刑（同法第286条(c)(2)(B)）

② 当該相手方が14歳以上の未成年者である場合は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑（同号(C)）

③ 上記①及び②以外の場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同号(A)）

(2) 相手方が、肛門性交を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、肛門性交に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、肛門性交した場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同条(j)）

○ 口淫の罪

(1) 威力、暴行、強制、脅迫又は相手方若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して口淫した場合において、

① 当該相手方が14歳未満である場合は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑（同法第287条(c)(2)(B)）

② 当該相手方が14歳以上の未成年者である場合は、州刑務所において、6年、8年又は10年の拘禁刑（同号(C)）

③ 上記①及び②以外の場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同号(A)）

(2) 相手方が、口淫を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、口淫に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、口淫した場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同条(j)）

○ 性的挿入の罪

(1) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該相手方の意思に反して性的挿入をした場合において、

① 当該相手方が14歳未満である場合は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑（同法第289条(a)(1)(B)）

② 当該相手方が14歳以上の未成年者である場合は、州刑務所において、6年、8年又は10年の拘禁刑（同号(C)）

③ 上記①及び②以外の場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同号(A)）

(2) 相手方が、性的挿入を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、性的挿入に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、性的挿入をした場合は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑（同条(f)）

4 フランス

(1) 公訴時効の一般的規定

フランス刑事訴訟法では、公訴時効について、

- 重罪は犯罪が行われた日から20年（同法第7条第1項）
- 軽罪は犯罪が行われた日から6年（同法第8条第1項）とされている。

(2) 主な性犯罪規定の公訴時効

ア 性的挿入行為を構成要件とするもの

○ 強姦罪（刑法第222-23条）（注14）

暴行，強制（身体的強制か精神的強制かを問わない。），脅迫又は不意打ちによって，他人の身体に対する性的挿入行為又は犯人の身体に性的挿入をさせる行為を実行した場合

- ① 被害者が15歳以上の未成年者（18歳未満の者）であった場合
→被害者が成年に達した時から30年（刑事訴訟法第7条第3項）
- ② 上記①以外の場合
→犯罪が行われた日から20年（同条第1項）

○ 加重的強姦罪（刑法第222-24条）

強姦において，身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらした場合や15歳未満の者に対して実行した場合等

- ① 被害者が未成年者であった場合
→被害者が成年に達した時から30年（刑事訴訟法第7条第3項）
- ② 上記①以外の場合
→犯罪が行われた日から20年（同条第1項）

○ 強姦致死罪（刑法第222-25条）

強姦において，被害者を死亡させた場合

- ① 被害者が未成年者であった場合
→被害者の成年の時から30年（刑事訴訟法第7条第3項）
- ② 上記①以外の場合
→犯罪が行われた日から20年（同条第1項）

イ 性的挿入行為以外の性的侵害を構成要件とするもの

○ 強姦以外の性的攻撃罪（刑法第222-27条）（注15）

暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴って性的侵害を実行した場合

- ① 被害者が15歳以上の未成年者であった場合
→被害者が成年に達した時から10年（刑事訴訟法第8条第2項）
- ② 上記①以外の場合
→犯罪が行われた日から6年（同条第1項）

○ 加重的性的攻撃罪（刑法第222-28条）

性的攻撃において，傷害，障害又は8日間を超える就労不能状態をもたらした場合等

- ① 被害者が15歳以上の未成年者であった場合

→被害者が成年に達した時から10年（刑事訴訟法第8条第2項）

② 上記①以外の場合

→犯罪が行われた日から6年（同条第1項）

○ 未成年者に対する強姦以外の性的攻撃罪（刑法第222-29-1条）

強姦以外の性的攻撃において、15歳未満の被害者に対して実行した場合

→被害者が成年に達した時から満20年（刑事訴訟法第8条第3項）

○ 未成年者に対する性的侵害罪（刑法第227-25条）

強姦又は全ての性的攻撃に該当する場合を除き、成人が15歳未満の被害者に対し性的侵害を行った場合

→犯罪が行われた日から10年（刑事訴訟法第8条第2項）

○ 尊属等による未成年者に対する性的侵害罪（刑法第227-26条）

強姦又は全ての性的攻撃に該当する場合を除き、成人が15歳未満の被害者に対し性的侵害を行った場合において、

- ・ 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- ・ 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- ・ 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- ・ 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- ・ 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

→被害者が成年に達した時から満20年（刑事訴訟法第8条第3項）

(注14)「強姦罪」とは、暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入をいい（刑法第222-23条）、暴行、脅迫又は不意打ちによって、第三者による性的挿入を被ることを強制する行為も含む（刑法第222-22-2条）。

(注15) 暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害をいい（刑法第222-22条）、暴行、脅迫又は不意打ちによって、第三者による性的侵害を被ることを強制する行為も含む（刑法第222-22-2条）。

(参考) 各罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 強姦罪（刑法第222-23条第2項） 15年の拘禁刑
- 加重的強姦罪（刑法第222-24条） 20年の拘禁刑
- 強姦以外の性的攻撃罪（刑法第222-27条） 5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑
- 加重的性的攻撃罪（刑法第222-28条） 7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑
- 未成年者に対する強姦以外の性的攻撃罪（刑法第222-29-1条） 10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑
- 未成年者に対する性的侵害罪（刑法第227-25条） 7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑
- 尊属等による未成年者に対する性的侵害罪（刑法第227-26条） 10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑

5 ドイツ

(1) 公訴時効の一般的規定

ドイツ刑法では、公訴時効について、その起算点は、

- 行為が終了した時（構成要件が必要とする結果が事後に初めて生じたときは、その時点）

とされ（同法第78条a）、その期間は、

- 無期の自由刑が定められている罪は、30年
- 長期10年を超える自由刑が定められている罪は、20年
- 長期5年を超え、10年以下の自由刑が定められている罪は、10年
- 長期1年を超え、5年以下の自由刑が定められている罪は、5年
- 上記以外は、3年

とされている（同法第78条第3項）。

(2) 主な性犯罪規定の公訴時効

- (ア) 他の者の認識可能な意思に反した場合において、当該他の者に対して性的行為を行い、若しくは、同人に性的行為を行わせ、又は、同人に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた場合（刑法第177条第1項）

- ① **当該他の者が30歳未満の者であった場合**（注16）

- 当該他の者が30歳になった時から5年（同法第78条b第1項第1号、同法第78条第3項第4号）

- ② **上記①以外の場合**

- 当該行為が終了した時から5年（同号）

- (イ) 上記(ア)において、犯罪とされる性的行為のうち、行為者が被害者と性交をし、若しくは被害者に性交をさせ、又は身体への挿入と結び付く場合は取り分けそうであるが、被害者を特に辱める性交類似行為（注17）を被害者に対して行い、若しくは、被害者に行わせた場合（同法第177条第6項第1号）

- ① **被害者が30歳未満の者であった場合**

- 被害者が30歳になった時から20年（同法第78条b第1項第1号、第78条第3項第2号）

- ② **上記①以外の場合**

- 当該行為が終了した時から20年（同号）

- (ウ) 行為者が、性的侵害、性的強要又は強姦（同法第177条）により、少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合（同法第178条）

- ① **被害者が30歳未満の者であった場合**

- 被害者が30歳になった時から30年（同法第78条b第1項第1号、第78条第3項第1号）

- ② **上記①以外の場合**

- 当該行為が終了した時から30年（同号）

(注16) ドイツ刑法第78条b (時効の停止)

1 時効は

一 第174条から第174条c, 第176条から第178条, 第180条第3項, 第182条, 第225条, 第226条a及び第237条による犯罪行為のときは, 被害者が満30歳になるまで停止する。

二 (略)

2 ないし6 (略)

※ 第78条b第1項第1号に掲げられている罪は,

- 第174条 保護を委ねられている者に対する性的虐待
- 第174条a 受刑者, 被収容者又は施設内の病人及び要援助者に対する性的虐待
- 第174条b 官職の地位を利用した性的虐待
- 第174条c 相談, 治療又は世話をを行う関係を利用した性的虐待
- 第176条 子供 (14歳未満の者) に対する性的虐待
- 第176条a 子供に対する性的虐待のうち犯情の重いもの
- 第176条b 子供に対する性的虐待致死
- 第177条 性的侵害, 性的強要, 強姦
- 第178条 死の結果を伴う性的強要及び強姦
- 第180条第3項 未成年者の性的行為の助長
- 第182条 未成年者に対する性的虐待
- 第225条 保護責任者による虐待
- 第226条a 女性器損傷
- 第237条 結婚強要

に関するものである。

(注17) 「性交類似行為」には,

○ 肛門性交及び口腔性交

○ 膣又は肛門に器物を挿入する行為

が含まれると解されているほか, 連邦通常裁判所の裁判例によれば,

○ 口腔に射精又は放尿する行為

も含まれると判断されており, また,

○ 膣等に手指を挿入する行為

等も事案によっては含まれ得ると判断されている (Thomas Fischer 「Strafgesetzbuch」 第67版, 2020, C. H. BECK)。

(参考) 各罪の法定刑は, 以下のとおりである。

- 他の者の認識可能な意思に反した場合において, 当該他の者に対して性的行為を行い, 若しくは, 同人に性的行為を行わせ, 又は, 同人に第三者に対する若しくは第三者による性的行為を行い若しくは甘受するように決意させた場合は, 6月以上5年以下の自由刑 (刑法第177条第1項)
- 上記場合において, 犯罪とされる性的行為のうち, 行為者が被害者と性交をし, 若しくは被害者に性交をさせ, 又は身体への挿入と結び付く場合は取り分けそうであるが, 被害者を特に辱める性交類似行為を被害者に対して行い, 若しくは, 被害者に行わせた場合は, 2年以上の自由刑 (同条第6項第1号)
- 行為者が, 性的侵害, 性的強要又は強姦 (同条) により, 少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は, 無期自由刑又は10年以上の自由刑 (同法第178条)

6 韓国

(1) 公訴時効の一般的規定

韓国刑事訴訟法では、公訴時効について、その起算点は、

- 犯罪行為が終了した時

とされ（同法第252条）、その期間は、

- 死刑に当たる罪は、25年
- 無期の懲役又は禁錮に当たる罪は、15年
- 長期10年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、10年
- 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪は、7年
- 長期5年未満の懲役若しくは禁錮、長期10年以上の資格停止又は罰金に当たる罪は、5年
- 長期5年以上の資格停止に当たる罪は、3年
- 長期5年未満の資格停止、拘留、科料又は没収に当たる罪は、1年とされている（同法第249条第1項）。

(2) 主な性犯罪規定の公訴時効

ア 強姦

暴行又は脅迫により、人を姦淫した場合

- (7) 被害者が13歳未満又は身体的若しくは精神的な障害を有する場合
→公訴時効なし（性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（以下「特例法」という。）第21条第3項第1号）
- (イ) 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）の場合
 - ① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合
→被害者が成年（19歳）に達した時から25年（同条第1項、第2項（注18）、刑事訴訟法第249条第1項第2号）
 - ② 上記①以外の場合
→被害者が成年に達した時から15年（特例法第21条第1項、刑事訴訟法第249条第1項第2号）
- (ウ) 被害者が成人である場合
 - ① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合
→犯罪行為が終了した時から20年（特例法第21条第2項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）
 - ② 上記①以外の場合
→犯罪行為が終了した時から10年（同号）

イ 類似強姦

暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く。）の内部に性器を入れ、又は性器若しくは肛門に指等の身体（性器は除く。）の一部又は道具を入れる行為をした場合

- (7) 被害者が13歳未満又は身体的若しくは精神的な障害を有する場合
→公訴時効なし（特例法第21条第3項第2号）

(イ) 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）である場合（同法第21条第1項）

① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合

→被害者が成年に達した時から20年（同条第1項、第2項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

② 上記①以外の場合

→被害者が成年に達した時から10年（特例法第21条第1項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

(ウ) 被害者が成人である場合

① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合

→犯罪行為が終了した時から20年（特例法第21条第2項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

② 上記①以外の場合

→犯罪行為が終了した時から10年（同号）

ウ 強制わいせつ

暴行又は脅迫により、人に対し、わいせつな行為をした場合

(ア) 被害者が13歳未満又は身体的若しくは精神的な障害を有する場合

→公訴時効なし（特例法第21条第3項第1号）

(イ) 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）である場合

① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合

→被害者が成年に達した時から20年（同条第1項、第2項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

② 上記①以外の場合

→被害者が成年に達した時から10年（特例法第21条第1項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

(ウ) 被害者が成人である場合

① DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠がある場合

→犯罪行為が終了した時から20年（特例法第21条第2項、刑事訴訟法第249条第1項第3号）

② 上記①以外の場合

→犯罪行為が終了した時から10年（同号）

(注18) 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第21条（公訴時効に関する特例）

1 未成年者に対する性暴力犯罪の公訴時効は、「刑事訴訟法」第252条第1項及び「軍事裁判所法」第294条第1項にかかわらず、当該性暴力犯罪で被害にあった未成年者が成年に達した日から進行する。

2 第2条第3号及び第4号の罪と第3条から第9条までの罪は、DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効が10年延長される。

3 13歳未満の人及び身体的又は精神的な障害がある人に対し、次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。

- 一 「刑法」第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦、準強制わいせつ）、第301条（強姦等傷害・致傷）又は第301条の2（強姦等殺人・致死）の罪
- 二 第6条第2項、第7条第2項・第5項、第8条又は第9条の罪
- 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第9条又は第10条の罪
- 4 次の各号の罪を犯した場合は、第1項と第2項にかかわらず、「刑事訴訟法」第249条から第253条まで及び「軍事裁判所法」第291条から第295条までに規定された公訴時効を適用しない。
 - 一 「刑法」第301条の2（強姦等殺人・致死）の罪（強姦等殺人に限る）
 - 二 第9条第1項の罪
 - 三 「児童・青少年の性保護に関する法律」第10条第1項の罪
 - 四 「軍刑法」第92条の8の罪（強姦等殺人に限る）

（参考）各罪の法定刑は、以下のとおりである。

- 強姦
 - ・ 被害者が13歳未満である場合 無期又は10年以上の懲役（特例法第7条第1項）
 - ・ 被害者が身体的又は精神的な障害を有する場合 無期又は7年以上の懲役（同法第6条第1項）
 - ・ 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）である場合 無期又は5年以上の懲役（児童・青少年の性保護に関する法律（以下「児童・青少年法」という。）第7条第1項）
 - ・ 被害者が成人である場合 3年以上の有期懲役（刑法第297条）
- 類似強姦
 - ・ 被害者が13歳未満である場合 7年以上の有期懲役（特例法第7条第2項）
 - ・ 被害者が身体的又は精神的な障害を有する場合 5年以上の有期懲役（同法第6条第2項）
 - ・ 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）である場合 5年以上の有期懲役（児童・青少年法第7条第2項）
 - ・ 被害者が成人である場合 2年以上の有期懲役（刑法第297条の2）
- 強制わいせつ
 - ・ 被害者が13歳未満である場合 5年以上の有期懲役又は3000万ウォン以上5000万ウォン以下の罰金（特例法第7条第3項）
 - ・ 被害者が身体的又は精神的な障害を有する場合 3年以上の有期懲役又は2000万ウォン以上5000万ウォン以下の罰金（同法第6条第3項）
 - ・ 被害者が13歳以上19歳未満（ただし、19歳に達する年度の1月1日を迎えた者を除く。）である場合 2年以上の有期懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金（児童・青少年法第7条第3項）
 - ・ 被害者が成人である場合 10年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金（刑法第298条）